

大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との 水道事業の統合に向けての検討、協議について

1. 統合に係る企業団規約の変更に関する議案の審議結果について

○統合する3団体の9月議会での審議結果

- ・全3団体で可決（主な意見等については別紙1参照）

○39 団体の 12 月議会での審議結果

- ・全 39 団体で可決（主な意見等については別紙2参照）

※可決された時期：11月30日～12月24日

⇒構成団体全 42 団体で可決

2. スケジュール及び手続きについて

時期		作業内容等
平成 27 年度	8 月～	事業開始に向けた具体的な検討 (事業認可申請等に係る検討、水道事業統合準備PTの設置、処遇等に係る意見交換会の実施等)
	12 月 1 月	39 団体の議会において、統合に関する議案（規約変更案）を審議 大阪府による企業団規約の変更許可 統合に係る協定書の締結（協定書案については別紙 3 参照）
平成 28 年度	4 月～	統合準備（事業認可取得、給水条例案策定、人事、予算の調整等） 大阪府議会において、大阪府広域的水道整備計画の改定について審議
	2 月	企業団議会において、給水条例案及び予算案を審議
平成 29 年度	4 月～	事業開始

3. その他

○次期統合に係るアンケートの実施

来年度以降からの統合に係る検討、協議の開始を見据えて、次期統合に係るアンケートを実施する予定。

四條畷市・太子町・千早赤阪村議会における水道事業の統合に係る企業団規約の変更に関する議案の審議結果について

1. 3団体の9月議会での審議結果について

団体名	日程	会議名	意見等
四條畷市	H27.9.8	総務建水常任委員会	<p>○市民への周知が不足しているとの意見があるが、対策について考えているのか。 ⇒市民の方々への周知に関しては、議会にも相談のうえ、意見交換会の開催、広報誌への折り込み及び本市ホームページへの資料掲載という形で鋭意実施してきたところであり、今後も丁寧な周知活動を行っていききたい。</p> <p>○労働組合との残課題の協議及び市民への周知活動に努めていただき、将来を見据えた持続可能な水道事業の確立を期待している。</p> <p>○全員が企業団へ身分移管するのか。また、一旦、退職金は支払われるのか。 ⇒身分移管する職員数については、今後、意向調査を実施する予定であるので現時点ではわからない。退職金（退職引当金）については、統合前に市長部局と協議のうえ清算し、企業団に引き継ぐ予定であるため、身分移管した時点で退職金が一旦支払われることはない。</p> <p>○勤務条件や給与制度が変わるところがあるのか。 ⇒用水供給事業と水道事業とで差はある。給与制度については、地域手当の率が、四條畷市は今後 6%となるのに対し、企業団は 11%である。</p> <p>○地域要件型を継続することについて、協定書において明文化できないのか。 ⇒運営協議会で再協議のうえ、地域性重視を考慮することがわかるよう表現を見直しており、協定書にする必要はないと考える。</p> <p>○企業団と統合すると企業団議員として 1 名が確保されるが、企業団運営協議会等で本市の意見が反映できるよう努めてほしい。</p> <p>○水道料金の値上げの記事が出ていたが、四條畷市は、統合により料金値上げは抑制されるとのことなので、統合については賛成である。</p> <p>○今後、職員が安心して勤務が出来るように努めてほしい。これまで本市水道事業を支えてくれた事業者とも意思疎通を適切に図ってほしい。</p> <p>☆可決[※]</p> <p>※可決にあたっては、付帯決議(案)が提出された。 「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議に対する付帯決議(案)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化に向けて市民への周知を徹底すること。 ・近い将来発生するであろう南海・トラフ地震に鑑み、複数の供給を確保するなど、危機管理体制を強化し、持続可能な水道事業の確立をすること。 ・緊急時に備え、事業者との意思疎通を図り、市民にとって安心安全に感じられる万全な体制を確保すること。 ・労使間の協議、調整を前提に職員の諸条件について、迅速かつ慎重に進めること。
	H27.9.17	本会議	<p>☆可決[※]</p> <p>※総務建水常任委員会から上程された付帯決議(案)も併せて可決された。</p>
太子町	H27.9.7	総務まちづくり常任委員会	<p>○現在、役場で行っている営業業務は今までどおり実施されるのか。 ⇒企業団の太子水道事務所として同じ場所で現行どおり実施される。</p> <p>○水道料金についても現行の太子町料金がベースとなるということで良いか。 ⇒そのとおり。</p> <p>○統合後においても太子町の統合メリットを確保しつつ、水道料金等無理な一体化はしないよう意見を付けて賛成とする。</p> <p>☆可決</p>
	H27.9.18	本会議	<p>☆可決</p>
千早赤阪村	H27.9.1	本会議	<p>☆可決</p>

⇒ 3団体の全ての議会において、企業団規約の変更に関する議案について可決された。

統合に係る企業団規約の変更に関する 39 団体の 12 月議会における主な意見等について

項目	意見等	回答（主なものを抜粋）
3 団体が企業団と統合する理由	<ul style="list-style-type: none"> 3 団体が企業団と統合する理由はなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> 統合することにより、事業費の低減、将来の水道料金値上げの抑制、企業団の技術力や組織力による非常時対応の充実や技術継承問題の解消等が見込まれると判断されたため。
統合による企業団のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 統合による企業団のメリットはどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 統合後は、企業団が取水から各家庭への給水までの水道事業全体を担うこととなり、これが府域一水道への大きな推進力になると考えられ、企業団としてのメリットと考える。
議員定数及び 3 団体におけるガバナンスの確保	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数を 3 名増やした理由は何か。 府域一水道が実現すれば、議員定数は 42 名になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業団議会の議員定数については、これまで協議を重ねられてきたが方向性の一致を見出すことができなかった。こうした中、平成 26 年 4 月から 3 団体との水道事業統合について検討・協議が始まったため、先行して統合に係る定数について協議し、とりあえず統合団体に議席を配分することで 3 名増員することとした。なお、議員定数については、今後も企業団議会において審議されるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 水道利用者の考え及び意見がどのように担保されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業団議会において、新たに統合 3 団体に議席が与えられることにより、統合 3 団体における水道利用者の考え及び意見を反映できるものと考えている。 また、首長会議においても、企業団と末端給水事業が統合する場合の仕組みとして、末端給水事業の重要事項（会計統合、料金改定等）を審議する際は、当該市町村長の賛成を必要とすることとしている。
統合による 39 団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> 統合により、当団体に及ぶ影響はあるか。 統合により、当団体にデメリットはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の統合においては、企業団が従来より行っている用水供給事業と 3 団体の水道事業会計を区分することから、当団体を含む構成団体の水道事業には影響しない。そのため、当団体にデメリットはないものとする。
39 団体の統合に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 企業団との統合について、当団体としてどのように考えているか。 今回の統合が府域一水道の大きなステップとなり、当団体においても統合に大きく前進するのではないのか。 統合に関する当団体の将来の展望はどのようなものか。 当団体は統合する予定はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当団体においては、現在の経営スタイルを持続することが当団体水道事業の使命であると考えているが、水需要の減少をはじめ社会情勢の変化等によっては、将来的に企業団との統合も選択肢の一つになるものと考えている。 企業団に末端給水事業の経験がないこともあり、まずは 3 団体の動向を見極めていく。 主な浄水施設の耐用年数から見て、今後十数年は安価な自己水の供給が継続できる状態にあることから、現時点では企業団への統合は考えていない。
自己水について	<ul style="list-style-type: none"> 統合後、各団体における自己水の取扱いはどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己水については、市町村の意見を尊重しつつ検討し、原則存続することとしている。ただし、将来、水源水量の低下や水質の悪化等の恐れがある水源については、企業団水への切り替えを検討するとしている。
交付金について	<ul style="list-style-type: none"> 国が広域化に対し交付金制度を設けた理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の水道事業のほとんどが給水人口 10 万人未満の小規模な事業体であり、また、今後水需要が減少していくことから、健全な事業運営を持続していくための必要な技術及び運営基盤の確保が、ますます困難な状況となっている。そこで、事業運営の効率化を図り、運営基盤を強化するためには、施設の統廃合や再配置の検討が必要となり、その際には広域化が有効な手段の一つとして考えられている。 以上より、厚生労働省では、水道事業の広域化を促進するため、広域化の取り組みに関する手引の作成等を通じた技術的支援と合わせて、水道事業の広域化に関する財政支援が行われているものである。

項目	意見等	回答（主なものを抜粋）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業は引き継がないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業については、雨水や河川との関わりもあり、市町村行政との結びつきが強いことから、企業団は下水道事業を引き継がないこととしている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・水平統合（料金の統一）は検討しなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の3団体においては、水平統合（料金の統一）はできなかつたと聞いているが、統合案の中で将来各3団体の水道料金等への影響がないと認められる状況になれば順次統合していくことが示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・統合後の3団体の水道事業の経営については、どのように検証されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合後は企業団が当該水道事業を行うことになるため、予算、決算等の3団体の水道事業の経営は、企業団議会において審議されることとなる。 また、企業団の実施する各事業の経営状況やその事業の必要性、効果等を評価する「大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会」も設置されているところである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・統合後の職員について、職員の身分や配置はどのようになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の希望により企業団の職員となるか、希望しない場合は当面は市職員の身分のまま派遣という形をとることとなる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・3団体の他に統合協議を希望する団体はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府が今年6月に実施したアンケート調査においては、数団体が企業団との統合協議を進めたいと回答している。

(案)

大阪広域水道企業団と四條畷市の水道事業の統合に関する基本協定

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と四條畷市（以下「乙」という。）の水道事業の統合に関し、別添の「統合案」に基づき、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 業務の一元化等による水道事業の業務の効率化等を推進することにより、お客さまサービスの維持・向上、給水安定性の向上及び運営基盤の強化を図り、住民に対して安全・安心な水を安定的かつ安価に供給することをめざす。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

（統合の方法）

第3条 甲は、乙の地域における水道事業の経営を行うものとする。

2 乙は、前項の地域における乙の経営する水道事業を廃止するものとする。

（統合の条件）

第4条 甲及び乙は、「企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件」を遵守するものとする。

（事業運営体制）

第5条 統合時は、乙の職員を甲へ身分移管又は派遣することにより、事業運営体制の維持を図ることとする。

（経費の負担）

第6条 乙の地域における水道事業の経営に要する経費は、甲の負担とする。ただし、消火栓に要する経費その他の甲の負担とすることが不相当と認められる経費については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 甲及び乙は、乙の地域における水道事業の健全な発展及び水道サービスの向上を図るため、水道事業の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 大阪市中央区谷町二丁目3番12号
大阪広域水道企業団 企業長 竹山 修身

乙 四條畷市中野本町1番44号
四條畷市長 土井 一憲

(案)

大阪広域水道企業団と太子町の水道事業の統合に関する基本協定

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と太子町（以下「乙」という。）の水道事業の統合に関し、別添の「統合案」に基づき、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 業務の一元化等による水道事業の業務の効率化等を推進することにより、お客さまサービスの維持・向上、給水安定性の向上及び運営基盤の強化を図り、住民に対して安全・安心な水を安定的かつ安価に供給することをめざす。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

（統合の方法）

第3条 甲は、乙の地域における水道事業の経営を行うものとする。

2 乙は、前項の地域における乙の経営する水道事業を廃止するものとする。

（統合の条件）

第4条 甲及び乙は、「企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件」を遵守するものとする。

（事業運営体制）

第5条 統合時は、乙の職員を甲へ身分移管又は派遣することにより、事業運営体制の維持を図ることとする。

（経費の負担）

第6条 乙の地域における水道事業の経営に要する経費は、甲の負担とする。ただし、消火栓に要する経費その他の甲の負担とすることが不相当と認められる経費については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 甲及び乙は、乙の地域における水道事業の健全な発展及び水道サービスの向上を図るため、水道事業の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 大阪市中央区谷町二丁目3番12号
大阪広域水道企業団 企業長 竹山 修身

乙 南河内郡太子町山田88番地
太子町長 浅野 克己

(案)

大阪広域水道企業団と千早赤阪村の水道事業の統合に関する基本協定

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と千早赤阪村（以下「乙」という。）の水道事業の統合に関し、別添の「統合案」に基づき、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 業務の一元化等による水道事業の業務の効率化等を推進することにより、お客さまサービスの維持・向上、給水安定性の向上及び運営基盤の強化を図り、住民に対して安全・安心な水を安定的かつ安価に供給することをめざす。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

（統合の方法）

第3条 甲は、乙の地域における水道事業の経営を行うものとする。

2 乙は、前項の地域における乙の経営する水道事業を廃止するものとする。

（統合の条件）

第4条 甲及び乙は、「企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件」を遵守するものとする。

（事業運営体制）

第5条 統合時は、乙の職員を甲へ身分移管又は派遣することにより、事業運営体制の維持を図ることとする。

（経費の負担）

第6条 乙の地域における水道事業の経営に要する経費は、甲の負担とする。ただし、消火栓に要する経費その他の甲の負担とすることが不相当と認められる経費については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 甲及び乙は、乙の地域における水道事業の健全な発展及び水道サービスの向上を図るため、水道事業の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 大阪市中央区谷町二丁目3番12号
大阪広域水道企業団 企業長 竹山 修身

乙 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村村長 松本 昌親